★未然防止・早期発見・（きめ細やかな児童・保護者への）早期対応を心がける。
★組織的な対応を常とする。

生活指導部　いじめ対策委員会

杉並第二小学校いじめ対応フローチャート

いじめが分かった日の内に

いじめに関する情報
日常の観察・教育相談・本人や保護者からの訴え・周囲からのいじめにかかわる情報

↓

情報を得た教職員

※行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示のもとに対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に学年団と生活指導主任、副校長、校長に報告し、共有シートに記録を残す。

↓ 報告

学年主任・他の担任 ⇒ 副校長
↓ 報告 ↗
生活指導主任 → 校　長

※情報を一人で抱え込まず、必ず報告して共有する。

連絡 ⇔ 保護者

※明らかになった事実や経過を伝え、適宜連絡を取り合う。

↓ 招集

校内いじめ対策委員会
校長・副校長・主幹・生活指導主任・関係教員・生活指導部・養護教諭・SC　※即時性が求められるため、その時集まれるメンバーで会議を開く。

① それまでに分かっている事実の確認を行う。
★いじめか否かを勝手に判断せず、あくまでも事実のみを取り扱う。
② いじめ解消への方針を決定し、役割分担を行う。
③ 聞き取り体制を組む
被害児童、情報提供者、目撃者（友人等）、いじめた児童、保護者など。
④ 方針に基づき行った児童、保護者への対応の経過や改善の進捗状況について逐一報告を行い、対応についての助言を受ける。
⑤ 経過について「共有シート」に記録を行い共有する。

↓ 重大事態 報告・相談 → 教育委員会・関係機関

↓ 共有 → 全教職員

※生活指導夕会で全教職員に報告する。対応の経過やいじめが解消されたかについても継続的に報告する。

いじめの解消に向けた対応

※いじめは決して許さないという毅然とした態度と、「被害児童・加害児童の未来のために」という目標を共有する。

① 被害児童への支援　・受容と共感・全教職員で徹底して守り通す・安全と安心の確保
② 加害児童への指導・支援　・いじめを許さない毅然とした態度　・仕返し行為の防止
・いじめの背景にある心の痛みを受容
③ 観衆・傍観者への指導・支援・いじめを許さない毅然とした態度　・こころの痛みの共有
④ 保護者への対応　・事実の報告　・思いの受容　・理解と協力の要請

↓

SC、SSW 等外部専門家、関係機関（警察・児童相談所・子ども家庭支援センター・医療機関等）
※いじめの解消、再発防止のための対応、学校だけでは困難な事案への対応のために緊密な連携を図る。

↓

解消に向けた指導の継続・観察

※いじめが解消されたかどうか、少なくとも３か月間は見守る。

↓

いじめ解消の確認　※いじめ対策防止委員会が確認する。

※いじめ解消の要件
①いじめの行為が少なくとも３か月止んでいる。
②被害児童が心身の苦痛を感じていない。